

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を  
改正する規程のあらまし

- 1 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の  
統合に伴い、所要の経過措置を定めます。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。